

# 公的資格取得支援制度運用規程

## 第1条（目的）

この規程は、職員の能力向上や自己啓発の促進を目的とする公的資格取得に関する支援制度の運用に関する内容を定めたものである。

## 第2条（対象資格）

本規程の対象となる公的資格は、事業所が指定した以下の公的資格とする。

- ①社会福祉士
- ②精神保健福祉士
- ③その他、理事会の承認のもと事業所が特に有用と認めた資格

## 第3条（支援制度内容）

公的資格の取得に向けた支援制度は以下のとおりとする。

- ①試験日における特別有給休暇の付与
- ②受験費用の補助
- ③合格祝金の支給

## 第4条（試験日における特別有給休暇の付与）

第2条に定める公的資格の受験日が所定労働日に当たる場合については、特別有給休暇を付与する。但し、この特別有給休暇の付与は対象資格につき1回とする。

## 第5条（受験費用の補助）

第2条に定める公的資格を取得した際には、その受験費用相当額を支給する。なお、ここには講習や通信教育の受講料、試験会場までの交通費などは含まない。

ただし、支給にあたっては、受験費用を証明する文書を事業所に提出するを要する。

## 第6条（合格祝金の支給）

第2条に定める公的資格を取得した際には、以下の合格祝金を支給する。

金、5,000円

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 公的資格取得報奨規定による届出書

令和 年 月 日

理事長	施設長	届出者

殿

① 取得事由	A. 業務命令	B. 任意	(該当を○で囲む)
② 取得者名		人名コード	
③ 取得者所属			
④ 取得資格名			
⑤ 取得年月日	年	月	日

⑥ 受 験 料 等			
⑥-1 受 験		⑥-2 受験料・報奨金	
受験日		事業所補助	円
試験場所		自己負担分	円
試験名		報 奨 金	円
受験料	円	合 計	円
備 考			

- 注) 1. 事前申請する場合は、①～④及び⑥-1欄に記入し、受験料を証する書類の写1部を添付すること。  
2. すでに取得した場合は、すべての欄に記入し、取得した資格を証する書類並びに受験等に要した費用額を証する書類の写し各1部を添付すること。  
3. ⑥-2は、総務係にて記入すること。

事前申請した場合の結果報告	
⑦ 結果	A. 取得できた B. 取得できなかった C. 取得できなかった (該当を○で囲む)
⑧ 受験できなかった理由	A. 私事都合 B. 事業所都合 (該当を○で囲む)
	その理由 (具体的に)
(⑦-Cの場合)	

- 注) 1. ⑦-Aの場合は、上記⑤欄に追加加入し、取得した資格を証する書類の写1部を添付する。  
2. ⑦-Cの場合で、⑧-Aに該当する場合は、事業所補給分を速やかに総務係りへ返却すること。

領 収 書	
元気アップみのり 殿	年 月 日
金 _____ 円也	
但し 受験料 (事業所補給分) として	
氏名 _____	印 _____